



平成18年5月22日

各 位

会 社 名 大崎電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 渡 邊 佳 英  
(コード番号 6644 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 川端晴幸  
(TEL.03-3443-9131)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成18年6月29日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第18条(取締役会の設置)、第28条(監査役及び監査役会の設置)、第36条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則及び会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (7) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (8) その他任意的記載事項等につき一部追加、削除、修正を行うものであります。
- (9) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成18年6月29日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 同 上

以 上

(下線の部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p><b>(商 号)</b> 第 1 条 当社は、大崎電気工業株式会社と称し、英文では Osaki Electric Co., Ltd. と称する。</p> <p><b>(目 的)</b> 第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理</li> <li>2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理</li> <li>3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理</li> <li>4. 前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事</li> <li>5. 防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理</li> <li>6. 不動産の賃貸及び管理</li> <li>7. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p><b>(本店の所在地)</b> 第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p><b>(公告の方法)</b> 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><b>(発行する株式の総数)</b> 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 1 億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</u></p> <p><b>(自己株式の取得)</b> 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><b>(1 単元の株式の数)</b> 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1,000 株とする。</p> <p><b>(単元未満株券の不発行)</b> 第 8 条 当社は、<u>1 単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p><b>(商 号)</b> 現行どおり</p> <p><b>(目 的)</b> 現行どおり</p> <p><b>(本店の所在地)</b> 現行どおり</p> <p><b>(公告方法)</b> 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><b>(発行可能株式総数)</b> 第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 億株とする。</p> <p><b>(自己株式の取得)</b> 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p><b>(単元株式数)</b> 第 7 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><b>(株券の発行)</b> 第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><b>(単元未満株主の権利制限)</b> 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人及び事務取扱場所)  第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。  当社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主の通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第10条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、実質株主の通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式の取扱いに関する事項は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)  第11条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>  前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>  3. <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人及び事務取扱場所)  第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  第11条 当社が発行する<u>株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)  第12条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>  前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)  第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じ<u>随時、これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)  第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、会長がこれを招集し、その議長となる。</u>  会長を定めないとき及び会長に事故があるときは、<u>社長がこれに当たり、社長にもまた事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)  第13条 定時株主総会は毎年6月に<u>招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)  第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、会長が招集し、その議長となる。</u>  会長を定めないとき及び会長に事故があるときは、<u>社長が招集し、議長となり、社長にもまた事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新 設</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行うものとする。</u></p> <p>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主又はその法定代理人が、代理人をして議決権を行使せしめようとするときは、<u>当会社の議決権を有する株主に限り委任することができる。この場合には代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>新 設</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>新 設</p> <p>(定 員)</p> <p>第 16 条 <u>当会社に、取締役 15 名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 17 条 <u>取締役選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p> <p><u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>新 設</p> <p>(任 期)</p> <p>第 18 条 <u>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠のため選任された取締役の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>増員のため選任された取締役の任期は他の現任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、<u>議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(定 員)</p> <p>第 19 条 <u>取締役の員数は、15 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>増員によって、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>削 除</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>(代表取締役及び役付取締役)</b>  第19条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表する取締役として社長1名を定め、会長を定めたときは会長もまた当会社を代表する取締役とする。なお、必要に応じて他に当会社を代表する取締役を定めることができる。</u>  <u>取締役会の決議により、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>  <u>社長は、取締役会の決議に基づき業務を執行し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p><b>(報酬)</b>  第20条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p><b>(業務執行)</b>  第21条 <u>取締役会は、取締役をもって構成し、会社の業務執行を決定する。</u></p> <p><b>(取締役会の招集者及び議長)</b>  第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。</u>  <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b>  第23条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前に発するものとする。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p><b>(取締役会の決議方法)</b>  第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p><b>(定員)</b>  第25条 <u>当会社に、監査役4名以内を置く。</u></p> <p><b>(選任)</b>  第26条 <u>監査役選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p>	<p><b>(代表取締役及び役付取締役)</b>  第22条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、当会社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">会長を定めたときは、会長もまた代表取締役とする。なお、必要に応じて、他に代表取締役を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><b>(報酬等)</b>  第23条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p><b>(取締役会の招集者及び議長)</b>  第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><b>(取締役会の招集通知)</b>  第25条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><b>(取締役会の決議方法)</b>  第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><b>(取締役会の決議の省略)</b>  第27条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p><b>(監査役及び監査役会の設置)</b>  第28条 <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><b>(定員)</b>  第29条 <u>監査役の員数は、4名以内とする。</u></p> <p><b>(選任)</b>  第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>新 設</p> <p>(任 期) 第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第 28 条 <u>監査役の互選により、常勤監査役を置く。</u></p> <p>(報 酬) 第 29 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(職務執行) 第 30 条 <u>監査役会は、監査役をもって構成し、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(監査役会の招集者及び議長) 第 31 条 <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集する。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。</u> <u>監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の 2 日前に発するものとする。ただし、<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p>	<p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、<u>会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>新 設</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>新 設</p>	<p>(会計監査人の設置) 第 36 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>新 設</p>	<p>(選 任) 第 37 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>新 設</p>	<p>(任 期) 第 38 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><b>( 営 業 年 度 )</b>  第 34 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><b>( 利 益 金 の 処 分 )</b>  第 35 条 当社の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議により、これを処分する。</p> <p><b>( 任 意 準 備 金 )</b>  第 36 条 任意準備金は、取締役会の決議により、これを使用することができる。</p> <p><b>( 株 主 配 当 金 )</b>  第 37 条 株主配当金は、営業年度末日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは質権者に支払う。</p> <p><b>( 中 間 配 当 金 )</b>  第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主もしくは質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p><b>( 除 斥 期 間 )</b>  第 39 条 株主配当金及び中間配当金は、その支払の提供をした日から満 3 年を経過したときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p><b>( 報 酬 等 )</b>  第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><b>( 事 業 年 度 )</b>  第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p><b>( 期 末 配 当 金 )</b>  第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><b>( 中 間 配 当 金 )</b>  第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p><b>( 期 末 配 当 金 等 の 除 斥 期 間 )</b>  第 43 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">— 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。 —</p>

以 上